

学生各位

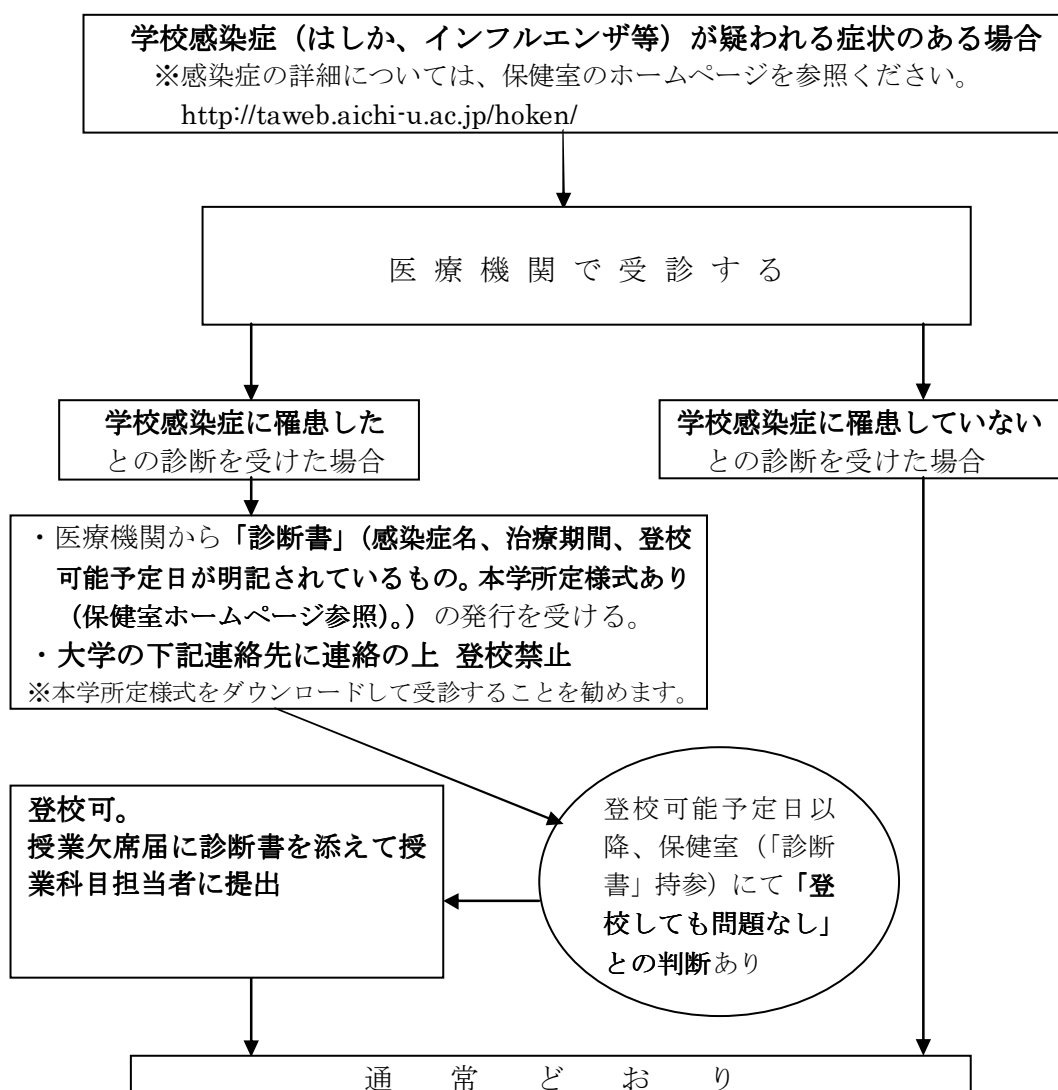
危機管理委員会/感染症対策部会

学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合への対応について

【趣旨】

学校保健安全法に定められた感染症（はしか、インフルエンザ、水ぼうそう等、通称；学校感染症）に罹患した場合、大学として集団感染を抑制し、休校等の措置を回避する対策をとります。

該当者は、以下のフローチャートにしたがってください。



【大学連絡先】

名古屋校舎：学生課 052-564-6113

車道校舎：教学課 052-937-8115

豊橋校舎：学生課 0532-47-4118